

公有地の拡大の推進に関する法律のお知らせ

公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」といいます。）は、地方公共団体等における公有地の拡大の計画的な推進を図り、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進を目的として昭和47年に制定されました。

公拡法の第2章（第4条から第9条まで）においては、地方公共団体等の土地の先買い制度について規定されていますがその大きな柱は、「都市計画区域内で土地を有償譲渡する場合の届出義務（公拡法第4条）」及び「都市計画区域内の土地を地方公共団体等を買取ってほしいときの申出（公拡法第5条）」の2つです。

以下で、この届出と申出について簡単な説明をします。

一 土地を有償譲渡する場合の届出について（公拡法第4条）

一定規模以上の土地を有償譲渡する場合には、市長に届出が必要です。

1 届出が必要なケース

- ① 都市計画決定された道路や河川などの都市施設の区域内で、100㎡以上の土地を有償譲渡する場合など（公拡法第4条第1項第1号から第5号に該当する場合）。
- ② 市街化区域内で5,000㎡以上、その他の都市計画区域（市街化調整区域を除く。）内で10,000㎡以上の土地を有償譲渡する場合（公拡法第4条第1項第6号に該当する場合）。

2 届出の方法

当該土地が所在する市役所へ届出します。届出の様式（土地有償譲渡届出書）は、市役所に備え付けてあります。また、防府市役所都市計画課のホームページからもダウンロードできます。

3 添付書類

- （1）位置図（市の全域が表示されている程度のもの）
- （2）案内図（地図など当該土地付近が表示されている程度のもの）
- （3）公図
- （4）土地登記簿謄本(写しで可)

※ 必要に応じて地積測量図を添付していただくこともあります。

4 届出の時期

有償譲渡の契約に先立って、事前の届出が必要です。

5 買取り協議の通知

届出がなされてから3週間以内に地方公共団体等の買取り希望の有無を通知します。なお、買取り希望がある場合には、当該地方公共団体等と土地の買取りについて協議をしていただくことになります。

6 譲渡の制限

届出を行ってから、買取りの協議を希望する地方公共団体等がない旨通知されるまでは、土地の譲渡はできません。

地方公共団体等の買取り希望がある場合は、通知されてから3週間は土地の譲渡ができません（ただし、その期間中に地方公共団体等との買取りの協議が成立しないことが明らかになった場合は、その時まで）。

7 罰則規定

届出を行わなかった場合や譲渡が制限される期間内に譲渡をした場合は、50万円以下の過料に処される場合があります。

二 土地の買取りを希望する場合の申出について（公拡法第5条）

地方公共団体等に、都市計画区域内の一定規模以上の土地の買取りを希望するときは、市に買取りの申出を行うことができます。

1 申出が可能なケース

都市計画区域内で100㎡以上の土地を所有し、地方公共団体等への買取りを希望する場合（公拡法第5条第1項に該当する場合）。

2 申出の方法

土地が所在する市役所へ申出します。申出の様式（土地買取希望申出書）は、市役所に備え付けてあります。また、防府市役所都市計画課のホームページからもダウンロードできます。

3 添付書類

- （1）位置図（市の全域が表示されている程度のもの）
- （2）案内図（住宅地図など当該土地付近が表示されている程度のもの）
- （3）公図
- （4）土地登記簿謄本(写しで可)

※ 必要に応じて地積測量図を添付していただくこともあります。

4 申出の時期

当該土地の地方公共団体等への買取りを希望するときに随時できます。
ただし、同じ土地について過去1年以内に申出をされているときは、1年を経過した後でなければできません。

5 申出に対する通知等

申出がなされてから3週間以内に地方公共団体等の買取り希望の有無を通知します。なお、買取り希望がある場合には、当該地方公共団体等と土地の買取りについて協議をしていただくことになります。

6 譲渡の制限

申出を行ってから、買取りの協議を希望する地方公共団体等がない旨通知されるまでは、土地の譲渡ができません。

地方公共団体等の買取り希望がある場合は、通知されてから3週間は土地の譲渡ができません（ただし、その期間中に地方公共団体等との買取りの協議が成立しないことが明らかになった場合は、その時まで）。

7 罰則規定

譲渡が制限される期間内に譲渡をした場合は50万円以下の過料に処される場合があります。

このパンフレットに関するお問い合わせは、次のとおりです。

防府市土木都市建設部都市計画課総務係 （電話）0835-25-2435